

さいたま市高圧ガス保安法  
質疑応答集  
【冷凍保安規則関係】

2022年 3月

さいたま市消防局

このさいたま市高圧ガス保安法質疑応答集【冷凍保安規則関係】は、高圧ガス保安法の冷凍保安規則に、  
関する質疑応答を示すものです。

なお、「回答」については、他の行政庁における取扱いと異なることがあります。

※ このさいたま市高圧ガス保安法質疑応答集【冷凍保安規則関係】は、高圧ガス保安法の冷凍保安規則に係る質疑応答を示すものです。

本書は、さいたま市の行政指導や法令解釈等をまとめたものになりますので、申請等を行う上で、この質疑応答集を御活用ください。

なお、「回答」については、他の行政庁における取扱いと異なることがあります。

※ 本書で使用している略語は次のとおりです。

【法】・・・高圧ガス保安法

【政令】・・・高圧ガス保安法施行令

【一般則】・・・一般高圧ガス保安規則

【冷凍則】・・・冷凍保安規則

【政令関係告示】・・・高圧ガス保安法施行令関係告示

【例示基準】・・・冷凍保安規則例示基準

【基本通達】・・・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

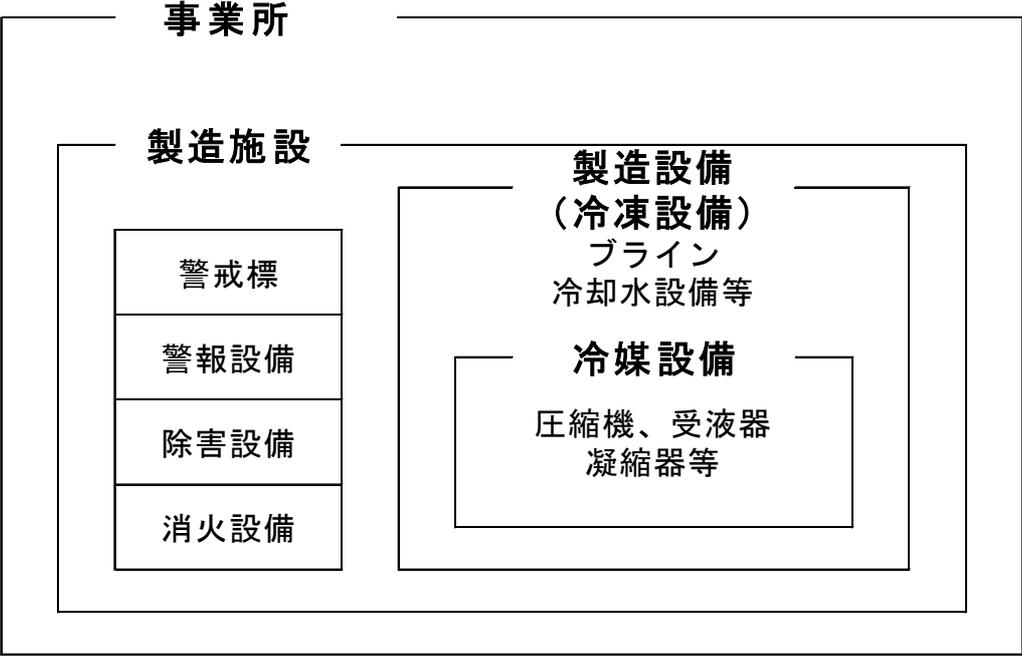
制定・改訂の経過

【制定】 2021年 1月

【改訂】 2022年 3月

## [ 目 次 ]

- 1 高圧ガス製造施設等について（冷凍）
- 2 冷凍則の貯蔵について
- 3 ブラインについて
- 4 冷凍事業所の範囲について
- 5 ブラインを共通にしている2以上の設備について
- 6 多段圧縮方式について
- 7 多元冷凍方式について
- 8 移動式製造設備について
- 9 冷凍能力の算出について
- 10 認定指定設備について①
- 11 認定指定設備について②
- 12 軽微な変更の工事について
- 13 冷凍設備を増設した際の完成検査について
- 14 冷媒設備の耐圧試験、気密試験について
- 15 完成検査が不要の場合について
- 16 ろう付けのみを伴う工事の扱いについて
- 17 冷凍設備の移設及び変更について
- 18 予備品の交換使用について
- 19 冷凍設備設置場所の警戒標について
- 20 冷凍設備設置場所の警戒標の種類について
- 21 冷凍保安責任者の選任について
- 22 冷凍保安責任者の異動等に伴う対応について
- 23 冷凍設備の休日運転等について
- 24 管理会社へ運転保守を委託契約する場合について
- 25 冷凍設備の承継について
- 26 冷凍設備の保安検査について
- 27 冷凍設備の休止について
- 28 冷凍設備の廃止について
- 29 冷媒ガスの販売について

項目	高圧ガス製造施設等について（冷凍）
質問内容	冷凍の製造事業所、製造施設、製造設備（冷凍設備）、冷媒設備の区分はどのようになるか。
回答	<p>法令における概念上の関係は以下のようになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 製造施設 高圧ガスの製造のための施設をいい、製造設備（冷凍設備）及びこれに付随して必要な施設（事務所、障壁、消火設備、防火設備、除害設備等）です。</li> <li>2 製造設備（冷凍設備） 高圧ガスの製造のために用いられる設備をいい、冷凍設備及びこれに付属する安全装置、計測器、電力設備、冷却設備等が該当します。</li> <li>3 冷媒設備 冷凍設備のうち、冷媒ガスが通る部分をいい、圧縮機、受液器、凝縮器等が該当します。</li> </ol> 
関連条文等	冷凍則第2条第1項第4号、第5号、第6号、第7条第1項

項目	冷凍則の貯蔵について
質問内容	冷凍則に規定している、貯蔵とはどのようなものか。
回答	<p>冷凍則に規定されている「貯蔵」については、1日の冷凍能力が20トン以上（冷凍設備内における高圧ガスがヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアの場合にあつては、50トン以上）の能力を有するもので、冷媒ガスの入った冷凍設備を店頭、倉庫等に置き製造の用に供していないことをいいます。</p> <p>具体的にはエアコンディショナー等の在庫がそれにあたります。</p> <p>（貯蔵の方法に係る技術上の基準） 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。</p>
関連条文等	法第15条第1項 冷凍則第20条 基本通達（冷凍則第20条関係）

項目	ブラインについて
質問内容	冷凍設備の「ブライン」とは何か。
回答	<p>ブラインとは、冷凍設備内の冷媒の冷却能力を被冷却物に伝えるための二次冷媒のことで、その相が変化せず（液体から気体など）熱を運搬する水、塩化カルシウム水溶液、食塩水及びエチレングリコール等をいいます。</p> <p>冷凍則では、法第5条の「事業所」を「一つの冷凍設備と考えられる設備」が設置されている場所と解し、冷凍設備ごとに許可申請又は届出をすることとなっており、このブラインを共通にしている2以上の冷凍設備については、まとめて「一つの冷凍設備」と解することができます。</p> <p>なお、空気はブラインに含まれません。</p>
関連条文等	一般則第7条の3第2項第2号の2 冷凍則第3条 基本通達（冷凍則第3条関係）

項目	冷凍事業所の範囲について
質問内容	冷凍則における「事業所」の範囲はどのようになるか。
回答	<p>冷凍則における「事業所」の範囲は、「一つの冷凍設備と考えられる設備」が設置されている場所と解します。 したがって、経済的概念から1つの事業所と考えられる場合であっても、冷凍については設備の数だけの事業所があり、法第8条に規定される「製造のための施設」とは冷凍設備及びそれが設置されている床等を指します。</p> <p>「一つの冷凍設備と考えられる設備」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 冷媒ガスが配管により共通となっている冷凍設備</li> <li>② 冷媒系統を異にする2以上の設備が社会通念的に一つの規格品として考えられる設備（機器製造業者の製造事業所において冷媒設備及び圧縮機用原動機を1の架台上に一体に組み立てるもの又はこれと同種類のもの）内に組み込まれたもの</li> <li>③ 二元以上の冷凍方式による冷凍設備</li> <li>④ モーター等圧縮機の動力設備を共通している冷凍設備</li> <li>⑤ ブラインを共通している2以上の冷凍設備（一部例外ありNo.5参照）</li> </ul>
関連条文等	基本通達（冷凍則第3条関係）

<p>項目</p>	<p>ブラインを共通にしている2以上の設備について</p>
<p>質問内容</p>	<p>ブラインを共通にしている設備を一つの冷凍設備とせず、個々の冷凍設備として扱うことはできるか。</p>
<p>回答</p>	<p>ブラインを共通する複数の冷凍設備については、冷凍能力を合算し、一つの設備として許可又は届出することも、個々の冷凍設備ごとに許可又は届出することも可能となっています。</p> <p>対応の仕方により、申請又は届出の数や届出不要となる設備もありますので、下の例を参考にして、事前に消防局予防部査察指導課と協議を行ってください。</p> <p>1 ブラインを共通とする冷凍設備で、個々の冷凍設備として扱う場合の例 (ガスの種類：フルオロカーボン（不活性ガス）)</p> <p>2 ブラインを共通とする冷凍設備で、個々の冷凍設備をまとめて第一種又は第二種製造者として扱う場合の例 (ガスの種類：フルオロカーボン（不活性ガス）)</p>
<p>関連条文等</p>	<p>基本通達（冷凍則第3条関係）</p>

項目	多段圧縮方式について
質問内容	多段圧縮方式とは何か。
回答	<p>多段圧縮方式とは1種類の冷媒を使用し、冷媒を圧縮する作業を複数の圧縮機に分けて行う方式を言います。</p> <p>一般的に低段圧縮機で圧縮され中間冷却器で一度冷却し、高段圧縮機でさらに高圧に圧縮される仕組みとなっています。</p> <p>1つの圧縮機の場合、蒸発温度の低下から吸い込みガス圧力が低下するなど、冷却効率の悪化、圧縮機の過熱等の問題が生じることから、これを防止するための方式として用いられることが多いです。</p>
関連条文等	

項目	多元冷凍方式について
質問内容	多元冷凍方式とは何か。
回答	<p>多元冷凍方式とは、2以上の冷凍設備を組み合わせで使用する方式です。設備が2種類以上ですので、冷媒についても設備ごとに沸点の異なる別種の冷媒を使用しています。</p> <p>主に二元冷凍設備が使用されることが多く、第一の冷凍設備の蒸発器で、第二の冷凍設備の凝縮器を冷却することにより第二の冷凍設備で低温を作り出しています。</p> <p>通常<math>-60^{\circ}\text{C}</math>以下の低温又はそれ以下の超低温を得たい時に使用されています。</p>
関連条文等	

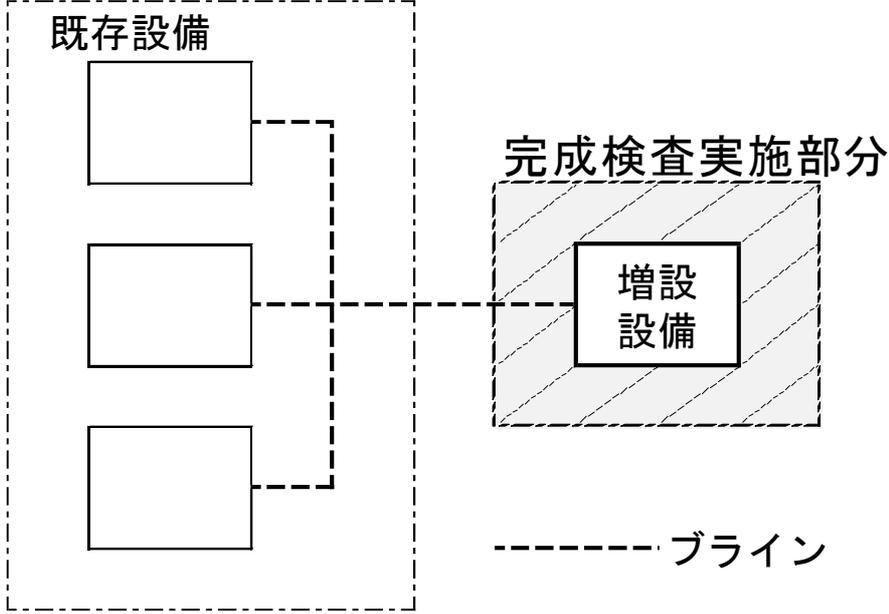
項目	移動式製造設備について
質問内容	冷凍の移動式製造設備を使用する場合の申請、届出先はどこになるか。
回答	<p>冷凍則第3条より、移動式製造設備の使用の本拠の所在地を管轄する行政庁に申請、届出を行うこととなります。この場合の「使用の本拠の所在地」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに当該設備を通常置いておく場所をいいます。そのため、冷凍則の移動式製造設備の車庫または、通常置いておく場所が、さいたま市内であれば、消防局予防部査察指導課に申請、届出が必要となります。</p> <p>「冷凍則の適用を受ける移動式製造設備」とは  主に、冷凍冷蔵車、自動車用クーラー、キャブクーラー、航空機用冷風送風機等が該当します。なお、移動式製造設備と定置式製造設備を判断する場合は、専らその設備が地盤面に対して移動できるかどうか、場所を変えて使用することができるかどうかによるもので、車輪等がついているかどうか又はその重量の軽重を問わないものとされています。</p>
関連条文等	冷凍則第2条第1項第4号、第3条、第8条、第13条 基本通達（冷凍則第2条、第3条関係）

項目	冷凍能力の算出について
質問内容	冷凍能力はどのように算出するか。
回答	<p>法で用いられる冷凍能力は、「法定冷凍トン」と呼ばれ、製造設備の種類ごとに定められた基準に基づく1日の冷凍能力を算出しており、冷凍則により規定する算式を用いて算出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 遠心式圧縮機を使用する製造設備 圧縮機の原動機の定格出力1.2kwで1日の冷凍能力1トンとする。</li> <li>2 吸収式冷凍設備 発生器を加熱する1時間の入熱量27,800kJで1日の冷凍能力1トンとする。</li> <li>3 自然環流式冷凍設備及び自然循環式冷凍設備 次の算式によるものをもって1日の冷凍能力とする。  <math display="block">R = Q A</math> R：1日の冷凍能力（単位：トン）  Q：冷媒ガスの種類に応じて、冷凍則第5条第3号の表に掲げる数値  A：蒸発部又は蒸発器の冷媒ガスに接する側の表面積（単位：m<sup>2</sup>）の数値</li> <li>4 1～3に掲げる製造設備以外の製造設備 次の算式によるものをもって1日の冷凍能力とする。  <math display="block">R = V / C</math> R：1日の冷凍能力（単位：トン）  V：多段圧縮方式又は多元冷凍方式による製造設備及び回転ピストン型圧縮機を使用する製造設備は冷凍則第5条第4号イ、ロの算式による数値  その他の製造設備は圧縮機の標準回転速度における1時間のピストン押しけ量（単位：m<sup>3</sup>）の数値  C：冷媒ガスの種類に応じて、冷凍則第5条第4号の表に掲げる数値</li> <li>5 3に掲げる自然循環式冷凍設備の冷媒ガスを冷凍する製造設備 4に掲げる算式によるものをもって1日の冷凍能力とする。</li> </ol>
関連条文等	冷凍則第5条

項目	認定指定設備について①																																																																																																														
質問内容	認定指定設備を設置した場合には、どのような手続が必要か。																																																																																																														
回答	<p>政令第15条第2号で定める設備であって、省令で定める技術上の基準に適合しているものとして、認定を受けた指定設備を認定指定設備と呼び、認定指定設備を単独で使用する場合、冷凍能力が第一種製造者に該当する場合であっても、第二種製造者としての届出を行えばよいこととなっており、保安検査も不要となります。</p> <p>手続きをまとめた下記の表を参考に対応してください。</p> <table border="1" data-bbox="248 786 1350 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="5">新規設置設備</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">認定指定設備を単独で使用する場合</th> <th colspan="2">第一種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合</th> <th colspan="2">第二種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合</th> </tr> <tr> <th>第一種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等</th> <th>認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等</th> <th>第二種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等</th> <th>認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造者の種別</td> <td>第二種製造者</td> <td colspan="2">第一種製造者</td> <td colspan="2">第二種製造者</td> </tr> <tr> <td>製造計画書又は製造明細書に記載する冷凍能力</td> <td>指定設備の冷凍能力</td> <td colspan="2">指定設備部以外の冷凍能力（指定設備部の冷凍能力）</td> <td colspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>新規設置時の製造の許可・届出</td> <td>○届出第4条</td> <td colspan="2">○許可第3条</td> <td colspan="2">○届出第4条</td> </tr> <tr> <td>指定設備増設に際しての届出</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>製造設備の技術基準適合義務</td> <td>○第12条第2項</td> <td>○第7条第1項</td> <td>○第7条第2項</td> <td>○第12条第1項</td> <td>○第12条第2項</td> </tr> <tr> <td>製造方法の技術基準適合義務</td> <td>○第14条</td> <td colspan="2">○設備全体に第9条</td> <td colspan="2">○設備全体に第14条</td> </tr> <tr> <td>指定設備部分の変更工事</td> <td>○指定設備認定証の無効とならない工事は軽微変更（第19条）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td>○指定設備認定証の無効とならない工事は軽微変更届出（第17条）</td> <td>○指定設備認定証の無効とならない工事は軽微変更（第19条）</td> </tr> <tr> <td>完成検査</td> <td>—</td> <td colspan="2">○</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス製造開始届出</td> <td>—</td> <td colspan="2">○</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>危害予防規程の届出</td> <td>—</td> <td colspan="2">○設備全体で届出が必要</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>冷凍保安責任者届出</td> <td>—</td> <td colspan="2">○指定設備の冷凍能力を加算しない能力に対応する資格者を選任</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>保安検査</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>定期自主検査の実施</td> <td>○第44条第3項</td> <td colspan="2">○設備全体に必要な第44条第3項</td> <td colspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>定期自主検査の実施者</td> <td>自主検査の責任者第44条第5項</td> <td colspan="2">冷凍保安責任者第44条第4項</td> <td colspan="2">自主検査の責任者第44条第5項</td> </tr> <tr> <td>保安教育の策定・実施</td> <td>○保安教育の実施</td> <td colspan="2">○設備全体に対する保安教育計画の策定とその実施</td> <td colspan="2">○保安教育の実施</td> </tr> </tbody> </table>							新規設置設備					認定指定設備を単独で使用する場合	第一種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合		第二種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合		第一種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等	認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等	第二種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等	認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等	製造者の種別	第二種製造者	第一種製造者		第二種製造者		製造計画書又は製造明細書に記載する冷凍能力	指定設備の冷凍能力	指定設備部以外の冷凍能力（指定設備部の冷凍能力）		同左		新規設置時の製造の許可・届出	○届出第4条	○許可第3条		○届出第4条		指定設備増設に際しての届出	/					製造設備の技術基準適合義務	○第12条第2項	○第7条第1項	○第7条第2項	○第12条第1項	○第12条第2項	製造方法の技術基準適合義務	○第14条	○設備全体に第9条		○設備全体に第14条		指定設備部分の変更工事	○指定設備認定証の無効とならない工事は軽微変更（第19条）	/		○指定設備認定証の無効とならない工事は軽微変更届出（第17条）	○指定設備認定証の無効とならない工事は軽微変更（第19条）	完成検査	—	○		—		高圧ガス製造開始届出	—	○		—		危害予防規程の届出	—	○設備全体で届出が必要		—		冷凍保安責任者届出	—	○指定設備の冷凍能力を加算しない能力に対応する資格者を選任		—		保安検査	—	○	—	—	—	定期自主検査の実施	○第44条第3項	○設備全体に必要な第44条第3項		同左		定期自主検査の実施者	自主検査の責任者第44条第5項	冷凍保安責任者第44条第4項		自主検査の責任者第44条第5項		保安教育の策定・実施	○保安教育の実施	○設備全体に対する保安教育計画の策定とその実施		○保安教育の実施	
	新規設置設備																																																																																																														
	認定指定設備を単独で使用する場合	第一種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合		第二種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合																																																																																																											
		第一種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等	認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等	第二種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等	認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等																																																																																																										
製造者の種別	第二種製造者	第一種製造者		第二種製造者																																																																																																											
製造計画書又は製造明細書に記載する冷凍能力	指定設備の冷凍能力	指定設備部以外の冷凍能力（指定設備部の冷凍能力）		同左																																																																																																											
新規設置時の製造の許可・届出	○届出第4条	○許可第3条		○届出第4条																																																																																																											
指定設備増設に際しての届出	/																																																																																																														
製造設備の技術基準適合義務	○第12条第2項	○第7条第1項	○第7条第2項	○第12条第1項	○第12条第2項																																																																																																										
製造方法の技術基準適合義務	○第14条	○設備全体に第9条		○設備全体に第14条																																																																																																											
指定設備部分の変更工事	○指定設備認定証の無効とならない工事は軽微変更（第19条）	/		○指定設備認定証の無効とならない工事は軽微変更届出（第17条）	○指定設備認定証の無効とならない工事は軽微変更（第19条）																																																																																																										
完成検査	—	○		—																																																																																																											
高圧ガス製造開始届出	—	○		—																																																																																																											
危害予防規程の届出	—	○設備全体で届出が必要		—																																																																																																											
冷凍保安責任者届出	—	○指定設備の冷凍能力を加算しない能力に対応する資格者を選任		—																																																																																																											
保安検査	—	○	—	—	—																																																																																																										
定期自主検査の実施	○第44条第3項	○設備全体に必要な第44条第3項		同左																																																																																																											
定期自主検査の実施者	自主検査の責任者第44条第5項	冷凍保安責任者第44条第4項		自主検査の責任者第44条第5項																																																																																																											
保安教育の策定・実施	○保安教育の実施	○設備全体に対する保安教育計画の策定とその実施		○保安教育の実施																																																																																																											
関連条文等	<p>法第8条、第12条、第56条の7          政令第15条          冷凍則第7条第1項、第7条第2項、第12条第2項、第44条第3項          政令関係告示第6条第2項          基本通達（冷凍則第3条関係）</p>																																																																																																														

項目	認定指定設備について②																																																																																											
質問内容	認定指定設備を増設した場合には、どのような手続が必要か。																																																																																											
回答	<p>認定指定設備を増設した場合は、下記の表を参考に対応してください。</p> <table border="1" data-bbox="264 640 1359 1758"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="4">指定設備の増設</th> </tr> <tr> <th colspan="2">第一種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合</th> <th colspan="2">第二種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合</th> </tr> <tr> <th>第一種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等</th> <th>認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等</th> <th>第二種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等</th> <th>認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造者の種別</td> <td colspan="2">第一種製造者</td> <td colspan="2">第二種製造者</td> </tr> <tr> <td>製造計画書又は製造明細書に記載する冷凍能力</td> <td colspan="2">指定設備部以外の冷凍能力（指定設備部の冷凍能力）</td> <td colspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>新規設置時の製造の許可・届出</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>指定設備増設に際しての届出</td> <td colspan="2">○軽微変更届第17条</td> <td colspan="2">○変更届第18条</td> </tr> <tr> <td>製造設備の技術基準適合義務</td> <td>○第7条第1項</td> <td>○第7条第2項</td> <td>○第12条第1項</td> <td>○第12条第2項</td> </tr> <tr> <td>製造方法の技術基準適合義務</td> <td colspan="2">○設備全体に第9条</td> <td colspan="2">○設備全体に第14条</td> </tr> <tr> <td>指定設備部分の変更工事</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>完成検査</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>高压ガス製造開始届出</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>危害予防規程の届出</td> <td colspan="2">○設備全体に変更した危害予防規程を策定し届が必要</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>冷凍保安責任者届出</td> <td colspan="2">○指定設備の冷凍能力を加算しない能力に対応する資格者を選任</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>保安検査</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>定期自主検査の実施</td> <td colspan="2">○設備全体に必要第44条第3項</td> <td colspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>定期自主検査の実施者</td> <td colspan="2">冷凍保安責任者第44条第4項</td> <td colspan="2">自主検査の責任者第44条第5項</td> </tr> <tr> <td>保安教育の策定・実施</td> <td colspan="2">○設備全体に対する保安教育計画を改めその実施</td> <td colspan="2">○保安教育の実施</td> </tr> </tbody> </table>					指定設備の増設				第一種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合		第二種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合		第一種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等	認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等	第二種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等	認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等	製造者の種別	第一種製造者		第二種製造者		製造計画書又は製造明細書に記載する冷凍能力	指定設備部以外の冷凍能力（指定設備部の冷凍能力）		同左		新規設置時の製造の許可・届出	/		/		指定設備増設に際しての届出	○軽微変更届第17条		○変更届第18条		製造設備の技術基準適合義務	○第7条第1項	○第7条第2項	○第12条第1項	○第12条第2項	製造方法の技術基準適合義務	○設備全体に第9条		○設備全体に第14条		指定設備部分の変更工事	/		/		完成検査	/		/		高压ガス製造開始届出	/		/		危害予防規程の届出	○設備全体に変更した危害予防規程を策定し届が必要		-		冷凍保安責任者届出	○指定設備の冷凍能力を加算しない能力に対応する資格者を選任		-		保安検査	○	-	-	-	定期自主検査の実施	○設備全体に必要第44条第3項		同左		定期自主検査の実施者	冷凍保安責任者第44条第4項		自主検査の責任者第44条第5項		保安教育の策定・実施	○設備全体に対する保安教育計画を改めその実施		○保安教育の実施	
	指定設備の増設																																																																																											
	第一種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合		第二種製造者に該当する設備に認定指定設備を合算して使用する場合																																																																																									
	第一種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等	認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等	第二種製造者に該当する設備（部分）の取扱い等	認定指定設備に該当する設備（部分）の取扱い等																																																																																								
製造者の種別	第一種製造者		第二種製造者																																																																																									
製造計画書又は製造明細書に記載する冷凍能力	指定設備部以外の冷凍能力（指定設備部の冷凍能力）		同左																																																																																									
新規設置時の製造の許可・届出	/		/																																																																																									
指定設備増設に際しての届出	○軽微変更届第17条		○変更届第18条																																																																																									
製造設備の技術基準適合義務	○第7条第1項	○第7条第2項	○第12条第1項	○第12条第2項																																																																																								
製造方法の技術基準適合義務	○設備全体に第9条		○設備全体に第14条																																																																																									
指定設備部分の変更工事	/		/																																																																																									
完成検査	/		/																																																																																									
高压ガス製造開始届出	/		/																																																																																									
危害予防規程の届出	○設備全体に変更した危害予防規程を策定し届が必要		-																																																																																									
冷凍保安責任者届出	○指定設備の冷凍能力を加算しない能力に対応する資格者を選任		-																																																																																									
保安検査	○	-	-	-																																																																																								
定期自主検査の実施	○設備全体に必要第44条第3項		同左																																																																																									
定期自主検査の実施者	冷凍保安責任者第44条第4項		自主検査の責任者第44条第5項																																																																																									
保安教育の策定・実施	○設備全体に対する保安教育計画を改めその実施		○保安教育の実施																																																																																									
関連条文等	<p>法第8条、第12条、第56条の7          政令第15条          冷凍則第7条第1項、第7条第2項、第12条第2項、第44条第3項          政令関係告示第6条第2項          基本通達（冷凍則第3条関係）</p>																																																																																											

項目	軽微な変更の工事について
質問内容	警戒標の取替えについては軽微な変更の工事として届出が必要か。
回答	<p>冷凍則第17条第1項又は第19条に規定されている工事については、軽微な変更の工事とされ、第一種製造者では高圧ガス製造施設軽微変更届書の届出が必要となり、第二種製造者では届出不要となります。</p> <p>技術上の基準に関係していても、次の工事については、軽微な変更の工事に該当しないものとされ届出は不要となります。そのため、警戒標の取替えについては届出不要です。</p> <p>なお、下記の工事を行った際は、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理してください。</p> <p>軽微な変更の工事に該当しない工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 警戒標、標識類の取替え又は増設</li> <li>② 消火器の取替え又は増設</li> <li>③ 塗装の塗替え</li> <li>④ 防護柵の取替え又は増設</li> <li>⑤ 照明設備の取替え又は設置（防爆性能が必要のない場所に限る。）</li> <li>⑥ 同種の接地設備への取替え</li> <li>⑦ 検知警報設備の取替え又は設置</li> <li>⑧ 消耗品の取替え（例：ボルト、ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、ポンプのローター、圧縮機のピストン、ピストンリング、蓄電池、散水・噴霧ノズル、除害剤、除害のための作業に必要な防毒マスクその他の保護具、圧力計・温度計（同一方式の取替えに限る。）等）</li> </ol>
関連条文等	冷凍則第17条第1項、第19条 基本通達（冷凍則第17条、第19条関係）

項目	冷凍設備を増設した際の完成検査について
質問内容	第一種製造者である冷凍設備のライン系統を共通として冷凍設備を増設した際の完成検査の範囲はどこまでか。
回答	<p>既存の設備及びラインについては変更許可の範囲ではないため、増設した際の完成検査の範囲には該当しません。変更許可時に変更に関わる部分についてのみ完成検査を実施します。（下記図）</p>  <p>既存設備</p> <p>完成検査実施部分</p> <p>増設設備</p> <p>----- ライン</p>
関連条文等	法第20条第3項 冷凍則第21条第1項

項目	冷媒設備の耐压試験、気密試験について
質問内容	冷媒設備の完成検査の方法では、耐压試験及び気密試験について記録による検査でもよいとされているが、製造時の検査証明書でもよいか。
回答	<p>冷凍則第25条において、別表第一に完成検査の方法が規定されており、冷媒設備の耐压試験及び気密試験については記録による検査でもよいとされています。</p> <p>また、基本通達には、冷凍則第64条第2号に規定する気密試験及び耐压試験に合格した旨の証明書（機器製造業者の証明書（検査員の氏名、資格及び番号を記載）を含む。）をもって、完成検査の際の資料として使用することができるとなっていることから、製造時の検査証明書がこの内容に則せば、その証明書にて耐压・気密試験とすることができます。</p> <p>ただし、気密試験は次によるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冷媒設備の製造工場において、あらかじめ気密試験を実施し、これに合格した容器等を使用して機器の冷媒設備として組み立てた冷媒設備の気密試験は、組み立てに係る接続部及び配管に対して気密試験を行わなければなりません。</li> <li>2 冷媒設備の製造工場において、あらかじめ冷媒配管を連結して気密試験を実施し、これに合格した冷媒設備については、分解しないで当該冷媒設備を据付けた場合は、据付け後に行う気密試験を省略することができます。ただし、あらかじめ気密試験を実施し、これに合格した機器の冷媒設備を分解した場合には、当該機器の冷媒設備の据付け後再組み立てしたときの分解部分に対して気密試験を行わなければなりません。</li> </ol>
関連条文等	<p>法第57条          冷凍則第7条第1項、第25条、第64条第2号          基本通達（冷凍則第7条関係）</p>

項目	完成検査が不要の場合について
質問内容	変更許可に対しどのような場合、完成検査が不要となるか。
回答	<p>法第14条第1項の許可を受けた者が、特定変更工事をしたときは、完成検査を受検し技術上の基準に適合していることを確認する必要があります。そのため、特定変更工事とならない工事を行った場合は、完成検査が不要となります。</p> <p>特定変更工事とならない工事 製造設備（耐震設計構造物として適用を受ける製造設備を除く。）の取替え（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備を除く。）の工事（冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く。）であって、当該設備の冷凍能力の変更が変更前の20%以内の範囲であるもの。</p>
関連条文等	法第20条第3項 冷凍則第23条 基本通達（冷凍則第23条関係）

項目	ろう付けのみを伴う工事の扱いについて
質問内容	変更工事を行う際、ろう付けのみを伴う工事については、軽微な変更の工事でよいか。
回答	<p>冷凍則第17条第1項第2号及び第19条第2号で、軽微な変更の工事とならない要件として冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事が規定されているが、ろう付けのみを伴う工事については、溶接を伴う工事に該当しないと考えるため、軽微な変更の工事となります。</p> <p>「溶接」と「ろう付け」について  冷凍則第57条第7号に「指定設備の冷媒設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接又はろう付けによること。」と記載があり、「溶接」と「ろう付け」について別の接合方法と記載している。</p> <p>また、冷凍保安規則関係例示基準では、22. 溶接効率、24. 溶接の基準にはろう付けに関する記載がなく、23. 容器及び配管の強度等の基準では、継手の項目でろう付け継手、溶接用鋼製管継手と分けている。このことから、冷凍則において「溶接」と「ろう付け」は別の接合方法として位置づけられる。</p>
関連条文等	冷凍則第17条第1項第2号、第19条第2号

項目	冷凍設備の移設及び変更について
質問内容	第二種製造者である冷凍設備を変更、交換又は移設した場合の手続はどうすればよいか。
回答	<p>以下の内容に則して対応してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冷凍設備の一部を交換する場合（設置位置の変更なし）        高圧ガス製造施設等変更届書を届出してください。ただし、冷凍能力の増加により、第一種製造者に該当する場合は新規に高圧ガス製造許可申請と高圧ガス製造廃止届書の届出が必要となります。（軽微な変更の工事に該当する場合は手続き不要）</li> <li>2 冷凍設備の全部を同型品に更新する場合（設置位置の変更なし）        高圧ガス製造施設等変更届書を届出してください。</li> <li>3 冷凍設備の全部を別型品に変更する場合（設置位置の変更なし）        高圧ガス製造施設等変更届書を届出してください。ただし、冷凍能力の変更により、第一種製造者に該当する場合は新規に高圧ガス製造許可申請と高圧ガス製造廃止届書の届出が必要となります。</li> <li>4 冷凍設備を同室内で移設する場合        高圧ガス製造施設等変更届書を届出してください。</li> <li>5 冷凍設備を別室へ移設する場合        新規の高圧ガス製造届書と既存設備の高圧ガス製造廃止届書を届出してください。</li> </ol>
関連条文等	<p>法第14条        冷凍則第18条、第19条        基本通達（冷凍則第19条関係）</p>

項目	予備品の交換使用について
質問内容	第一種製造者である冷凍設備を設置する際、交換使用を予定している予備の安全弁等について、設置許可申請に併せて許可を受けることは可能か。
回答	交換使用を予定している、予備の安全弁等の予備品については、交換使用を前提とした許可はできません。ただし、簡易的な着脱を前提としたもののみ、設置許可申請で予備品等も含めることができる場合がありますので、消防局予防部査察指導課まで問い合わせください。
関連条文等	法第5条、第14条

項目	冷凍設備設置場所の警戒標について
質問内容	ユニット型の場合など単体で設置される冷凍設備の警戒標の設置場所は設備の外面でよいか。
回答	<p>例示基準により、警戒標は冷凍設備が設置されている区画の出入り口付近で外部から見やすい位置に掲げることと例示されていますが、単体設備となっているユニット型冷凍設備や冷凍則の適用を受ける移動式製造設備については、それらの設備の見やすい場所に表示することができると例示されていますので、設置場所に応じて第三者から見やすい場所に警戒標を掲示してください。</p> <p>【機械室】 出入口付近</p> <p>【建屋屋上】 屋上への出入口付近 屋上の一部をフェンス等で囲み設備の設置場所としている場合はフェンス等の出入口付近</p> <p>【屋外】 フェンス等で囲み設備の設置場所としている場合はフェンス等の出入口付近 ユニット型本体のみの場合は、機械本体の外表面</p>
関連条文等	<p>冷凍則第7条第1項第2号 冷凍則例示基準2</p>

項目	冷凍設備設置場所の警戒標の種類について
質問内容	冷凍設備の警戒標は、どのような内容のものを掲示したらよいか。
回答	<p>例示基準により、警戒標は高圧ガス保安法の適用を受けている施設であることが外部の者に明瞭に識別できるものであることと例示されており、また当該施設について保安上必要な注意事項を付記することは差し支えないとされていますので下記の例を参考に、事業所に即した警戒標の設置をお願いします。</p> <p>例 「高圧ガス製造事業所」  「R134 a 冷凍設備」  「アンモニア冷凍設備」  「冷凍機械室」  「冷房車」  「火気厳禁」  「関係者以外立入禁止」 等</p> <p>警戒標の色や大きさについては、特段の指定はありませんが、外部から明瞭に識別できる必要があります。</p>
関連条文等	冷凍則第7条第1項第2号 冷凍則例示基準2

項目	冷凍保安責任者の選任について																							
質問内容	冷凍保安責任者を選任しなければならない冷凍設備は何があるか。																							
回答	<p>冷凍保安責任者の選任が必要な冷凍設備については、次の表1のとおりです。また、冷凍保安責任者に必要な経験の一覧については、表2のとおりとなります。選任届については、さいたま市高圧ガス保安法申請届出マニュアル【冷凍保安規則関係】に従い届出を行ってください。</p> <p><b>【表1 冷凍保安責任者の選任が必要な冷凍設備】</b></p> <table border="1" data-bbox="268 763 1289 1402"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 763 951 808">ガス名等</th> <th data-bbox="956 763 1289 808">冷凍能力等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 815 951 976">フルオロカーボン (可燃性)</td> <td data-bbox="956 815 1289 976">20トン以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 983 951 1144">ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性ガス以外)、空気</td> <td data-bbox="956 983 1289 1144">50トン以上 (ユニット型・認定指定設備を除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1151 951 1312">アンモニア</td> <td data-bbox="956 1151 1289 1312">20トン以上 (ユニット型を除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1319 951 1402">その他のガス</td> <td data-bbox="956 1319 1289 1402">20トン以上 (ユニット型を除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【表2 冷凍保安責任者に必要な経験】</b></p> <table border="1" data-bbox="268 1532 1289 1832"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 1532 552 1576">冷凍能力</th> <th data-bbox="557 1532 895 1576">責任者の資格</th> <th data-bbox="900 1532 1289 1576">必要な経験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 1583 552 1659">1日の冷凍能力が300トン以上</td> <td data-bbox="557 1583 895 1659">第1種 冷凍機械責任者免状</td> <td data-bbox="900 1583 1289 1659">冷凍能力が100トン/日以上 の製造施設で1年以上の経験</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1666 552 1742">1日の冷凍能力が100トン以上300トン未満</td> <td data-bbox="557 1666 895 1742">第1種、第2種 冷凍機械責任者免状</td> <td data-bbox="900 1666 1289 1742">冷凍能力が20トン/日以上 の製造施設で1年以上の経験</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1749 552 1825">1日の冷凍能力が100トン未満</td> <td data-bbox="557 1749 895 1825">第1種、第2種、第3種 冷凍機械責任者免状</td> <td data-bbox="900 1749 1289 1825">冷凍能力が3トン/日以上 の製造施設で1年以上の経験</td> </tr> </tbody> </table>		ガス名等	冷凍能力等	フルオロカーボン (可燃性)	20トン以上	ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性ガス以外)、空気	50トン以上 (ユニット型・認定指定設備を除く)	アンモニア	20トン以上 (ユニット型を除く)	その他のガス	20トン以上 (ユニット型を除く)	冷凍能力	責任者の資格	必要な経験	1日の冷凍能力が300トン以上	第1種 冷凍機械責任者免状	冷凍能力が100トン/日以上 の製造施設で1年以上の経験	1日の冷凍能力が100トン以上300トン未満	第1種、第2種 冷凍機械責任者免状	冷凍能力が20トン/日以上 の製造施設で1年以上の経験	1日の冷凍能力が100トン未満	第1種、第2種、第3種 冷凍機械責任者免状	冷凍能力が3トン/日以上 の製造施設で1年以上の経験
ガス名等	冷凍能力等																							
フルオロカーボン (可燃性)	20トン以上																							
ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性ガス以外)、空気	50トン以上 (ユニット型・認定指定設備を除く)																							
アンモニア	20トン以上 (ユニット型を除く)																							
その他のガス	20トン以上 (ユニット型を除く)																							
冷凍能力	責任者の資格	必要な経験																						
1日の冷凍能力が300トン以上	第1種 冷凍機械責任者免状	冷凍能力が100トン/日以上 の製造施設で1年以上の経験																						
1日の冷凍能力が100トン以上300トン未満	第1種、第2種 冷凍機械責任者免状	冷凍能力が20トン/日以上 の製造施設で1年以上の経験																						
1日の冷凍能力が100トン未満	第1種、第2種、第3種 冷凍機械責任者免状	冷凍能力が3トン/日以上 の製造施設で1年以上の経験																						
関連条文等	法第27条の4 冷凍則第36条																							

項目	冷凍保安責任者の異動等に伴う対応について
質問内容	冷凍保安責任者が異動となり、代理者が問題なく設備管理行っているが、冷凍保安責任者を選任する必要はあるか。
回答	<p>冷凍保安責任者は事業所毎に、常に選任されていなければなりません。そのため、冷凍保安責任者の職にあるものが、異動になった時点で直ちに後任者を選任し冷凍保安責任者届書により届出してください。</p> <p>なお、冷凍保安責任者の代理者については、冷凍保安責任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことが出来ない場合に、その職務を代行する目的で選任するものです。</p>
関連条文等	法第27条の4、第32条、第33条 基本通達（法第33条関係）

項目	冷凍設備の休日運転等について
質問内容	<p>第一種又は第二種製造設備である冷凍設備を大型連休時に運転する場合も、日常点検は必要か。また、夜間無人運転を行うことは可能か。</p>
回答	<p>大型連休中に運転する場合でも、一日に一回以上製造施設の異常の有無を点検する必要があります。</p> <p>夜間の無人運転については一日一回の点検をし、次の条件を満たせば差し支えないとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動運転により当該圧縮機の運転の開始及び停止が随時行われるもの</li> <li>2 故障等が発生した場合に当該圧縮機の電源が自動的に遮断され、警報装置が作動するもの</li> </ol> <p>また、夜間点検を行う際、外部委託している守衛等に行わせる場合、保安教育を実施した上で冷凍保安責任者の監督下で点検業務を行うようにしてください。</p>
関連条文等	<p>冷凍則第9条 基本通達（冷凍則第9条関係）</p>

項目	管理会社へ運転保守を委託契約する場合について
質問内容	冷凍設備の運転保守管理等を管理会社に委託契約した場合の製造許可はどうすればよいか。
回答	<p>法では、冷凍設備の所有権が所有者又は管理会社にあるかということは無関係であり、保安確保の観点から、冷凍設備の運転保守管理等を実施する者が誰になるのかが、問題となります。</p> <p>そのためオフィスビルや商業施設などの冷凍設備の運転保守管理等を管理会社が行っている場合、製造許可については、運転保守管理等をを行う管理会社により許可を受けることとなり、冷凍設備に関する製造届についても、同様の扱いになります。</p> <p>運転保守管理等を行う管理会社に変更された場合は、新たに運転保守の委託契約を受けた管理会社が許可又は届出を受ける必要があり、変更された管理会社は高压ガス製造廃止届書の届出が必要となります。</p>
関連条文等	法第5条

項目	冷凍設備の承継について
質問内容	冷凍設備の製造許可を相続した場合の対応はどうすればよいか。
回答	<p>相続、合併又は分割などに伴う承継が発生した場合、遅滞なく第一種製造事業承継届書の届出が必要となります。相続、合併又は分割の方法以外で冷凍設備を譲り受けた場合、譲り受けた側が新規に製造許可を受ける必要があり、譲り渡した側は高圧ガス製造廃止届書の届出が必要となります。また個人で冷凍設備による製造許可を受けた者が、のちに法人（株式会社等）に移行した場合、法人として新規に製造許可を受ける必要があります。</p>
関連条文等	法第10条

項目	冷凍設備の保安検査について
質問内容	<p>第一種製造者の事業所を構成する冷凍設備をすべて更新したが、次回の保安検査日はいつになるか。また、譲り受けた冷凍設備の保安検査はいつ受検すればよいか。</p>
回答	<p>1つの事業所の全ての冷凍設備についてスクラップ&amp;ビルドを行った場合は、当該変更許可の完成検査日から3年以内に次回の保安検査を受検してください。（下図：①参照）</p> <p>複数の冷凍設備からなる事業所の一部の冷凍設備についてスクラップ&amp;ビルドを行い、完成検査を受検した場合は、前回の保安検査から3年以内に次回の保安検査を受検してください。（下図：②参照）</p> <p>譲り受けた冷凍設備については、譲り受け前の製造事業者が受検した、直近の保安検査日（保安検査を受検したことがない設備については、新規設置後の完成検査日から）から3年以内に保安検査を受検してください。（下図：③参照）</p> <p>The diagram illustrates the inspection schedule for three scenarios over a 6-year period:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Scenario ① (1 year replacement):</b> A blue arrow labeled '1年' points to a box '1年目に全部更新し完成検査を受検'. From this box, a long blue arrow labeled '3年' extends to the right, with a yellow callout '保安検査' at the 3-year mark. A second '3年' arrow starts at the 3-year mark and ends at the 6-year mark.</li> <li><b>Scenario ② (2 year replacement):</b> A blue arrow labeled '3年' starts at year 0 and ends at year 3. A box '2年目に一部変更工事し完成検査を受検' is at year 2. A yellow callout '保安検査' is at year 3. A second '3年' arrow starts at year 3 and ends at year 6.</li> <li><b>Scenario ③ (Acquisition 2 years before inspection):</b> A hatched arrow labeled '2年' starts at year 0 and ends at year 2. A box '譲り受け' is at year 2. A yellow callout '保安検査' is at year 2. A blue arrow labeled '1年' starts at year 2 and ends at year 3. A yellow callout '保安検査' is at year 3. A final '3年' arrow starts at year 3 and ends at year 6.</li> </ul> <p>Vertical lines are drawn at 3-year and 6-year intervals.</p>
関連条文等	<p>法第20条第2項、第35条 冷凍則第40条</p>

項目	冷凍設備の休止について
質問内容	許可を受けた冷凍設備を長期使用しないため、保安検査を受検しないよう休止することは可能か。
回答	<p>冷凍則には休止に関する規定がないので、長期使用しないため保安検査を受検せず、休止することは出来ません。</p> <p>保安検査を受検するか、高圧ガス製造廃止届書を届出する必要があります。なお、廃止届後、冷凍設備を再度使用する場合は、改めて製造許可及び完成検査の受検が必要となります。</p> <p>保安検査を受検後、長期使用しない場合でも、定期自主検査は実施する必要があります。</p>
関連条文等	法第35条第1項、第35条の2 冷凍則第40条、第44条

項目	冷凍設備の廃止について																		
質問内容	<p>冷凍設備が不要となり、使用を中止したが撤去に時間がかかる場合、どのような手続きが必要か。</p>																		
回答	<p>冷凍設備が不要となり、使用を中止した時は、法的には冷凍事業所において高圧ガスの製造を廃止したことになります。この場合は、さいたま市高圧ガス保安法申請届出マニュアル【冷凍保安規則関係】に従い、遅滞なく、高圧ガス製造廃止書を届出してください。</p> <p>「製造の廃止」とは、事業者が今後冷凍設備を使用しないと決めて、冷凍設備の使用を中止したことをいいます。よって冷凍設備を撤去したかどうかに関わらず、使用を中止した段階で廃止となります。また、廃止するときは、次のいずれかの措置を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備を撤去する</li> <li>2 設備を撤去しないときは、電源の撤去（ブレーカー二次側の配線を外す）、冷媒及び潤滑油拔出等を行い、製造を廃止したことが分かるよう明示する（電氣的、機械的に冷凍設備が運転出来ないようにし、誰でもそれが分かるようにしてください。）</li> </ol> <p>複数の冷凍設備がラインを共通して1つの冷凍設備として扱われる場合に、その一部の冷凍設備の使用を中止する場合は次の届出等が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="300 1272 1289 1816"> <thead> <tr> <th>従前</th> <th>中止後</th> <th>手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種製造事業者</td> <td>第一種製造事業者</td> <td>高圧ガス製造設備軽微変更届書</td> </tr> <tr> <td>第一種製造事業者</td> <td>第二種製造事業者</td> <td>第一種の高圧ガス製造廃止届書及び第二種の高圧ガス製造届書</td> </tr> <tr> <td>第一種製造事業者</td> <td>その他事業者</td> <td>高圧ガス製造廃止届書</td> </tr> <tr> <td>第二種製造事業者</td> <td>第二種製造事業者</td> <td>届出不要</td> </tr> <tr> <td>第二種製造事業者</td> <td>その他事業者</td> <td>高圧ガス製造廃止届書</td> </tr> </tbody> </table>	従前	中止後	手続き	第一種製造事業者	第一種製造事業者	高圧ガス製造設備軽微変更届書	第一種製造事業者	第二種製造事業者	第一種の高圧ガス製造廃止届書及び第二種の高圧ガス製造届書	第一種製造事業者	その他事業者	高圧ガス製造廃止届書	第二種製造事業者	第二種製造事業者	届出不要	第二種製造事業者	その他事業者	高圧ガス製造廃止届書
従前	中止後	手続き																	
第一種製造事業者	第一種製造事業者	高圧ガス製造設備軽微変更届書																	
第一種製造事業者	第二種製造事業者	第一種の高圧ガス製造廃止届書及び第二種の高圧ガス製造届書																	
第一種製造事業者	その他事業者	高圧ガス製造廃止届書																	
第二種製造事業者	第二種製造事業者	届出不要																	
第二種製造事業者	その他事業者	高圧ガス製造廃止届書																	
関連条文等	<p>法第21条 冷凍則第29条第2項</p>																		

項目	冷媒ガスの販売について
質問内容	冷凍設備（空調機器など）に冷媒ガスを補充する場合や、冷媒ガスが入った状態の冷凍設備を販売する場合は、高圧ガスの販売事業届書が必要か。
回答	<p>冷凍設備に補充する冷媒ガスを販売する場合は一般則の高圧ガス販売事業届書の届出が必要となります。</p> <p>冷凍設備と設備内の冷媒ガスを同時に販売する場合には、販売する冷凍設備の1日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスがヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアの場合にあっては50トン）以上である場合は、冷凍則の高圧ガス販売事業届書の届出が必要となります。</p>
関連条文等	法第20条の4 一般則第37条 冷凍則第26条 基本通達（冷凍則第26条関係）